

行田市建設工事請負一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、市長が指定する。

(参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 行田市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成9年規則第1号）第2条第5号に規定する競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- (3) 公告日から入札日までの期間に、行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に、行田市競争入札参加者心得第3条の2に規定する基準に該当する資本関係又は人的関係がない者であること。

2 前項に掲げるもののほか、必要に応じて次の各号に定める事項に係る参加資格について定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の格付区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値の区分
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地
- (4) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績
- (5) 当該工事に配置予定の技術者
- (6) その他必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第4条 市長は、行田市工事請負業者選考委員会に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 公告は、行田市公告式条例（昭和25年条例第22号）に基づき、行田市建設工事請負一般競争入札公告（様式第1号）を掲示するほか、行田市ホームページに掲載その他の方法で行うものとする。

(参加資格の有無の確認申請)

第6条 入札に参加を希望する単体企業及び経常建設工事共同企業体（以下「単体等」という。）並びに特定建設工事共同企業体（以下「参加希望者」という。）は、参加資格の有無並びに入札保証金及び契約保証金の取扱いを確認するため、所定の期限までに一般競争入札参加資格等確認申請書（単体等にあつては様式第2号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第3号。以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（単体等にあつては様式第4号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第5号。以下「確認資料」という。）及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 行田市契約規則（昭和51年規則第22号。以下「規則」という。）第5条第3項及び第16条第2項の規定に基づき入札保証金及び契約保証金の納付の免除を希望する者は、該当建設工事の請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等の履行を証明するものの写し（単体等にあつてはその単体等が、特定建設工事共同企業体にあつてはその代表構成員となる者が、単体等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）を確認資料に添付しなければならない。

(参加資格の有無の確認)

第7条 市長は、参加希望者に明らかに参加資格が無いと認められるときを除き、確認申請書を受理するものとする。

2 市長は、参加希望者の参加資格の有無等の確認を行い、一般競争入札参加資格等の確認結果通知を参加資格を有する者（以下「参加資格者」という。）については様式第6号により、参加資格が無い者についてはその理由を付して様式第7

号により通知するものとする。

(参加資格の有無の再確認)

第8条 参加資格が無い旨の通知がされた者は、異議があるときは参加資格が無いことの再確認及び説明を求めることができる。

2 参加資格の有無の再確認が終了しなければ、入札を執行することができないものとする。

(設計図書等)

第9条 別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書等」という。)は、参加資格者に閲覧、貸与又は配布(有料若しくは無料)するものとする。

2 参加資格者からの質問及びその回答は、全参加資格者に周知するものとする。

(現場説明)

第10条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札保証金)

第11条 入札保証金については、規則第15条及び第16条に基づくものとする。

2 入札保証金は、入札終了後、市が指定する請求書に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法第234条第4項の規定に基づき還付しないものとする。

(入札金額見積内訳書)

第12条 市長は、参加資格者から、必要に応じ初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(入札の執行)

第13条 入札執行者は、入札前に、参加資格を有する旨の確認通知書の写しを提出させること等により、入札参加者が参加資格者であることを確認するものとする。

2 参加資格を有する旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格

が無い者の入札参加は、認めないものとする。

3 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。

4 再度入札は1回までとするものとする。

(不調時の取扱い)

第14条 次の各号に定める入札をした者がいない場合は、日時を改めて公告をし、一般競争入札に付するものとする。

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者

(2) 最低制限価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者

(3) 調査基準価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の価格で入札した者。最低の価格で入札した者が調査基準価格を下回った場合にあっては、行田市低入札価格調査取扱要綱（平成22年1月1日施行）に基づく調査の結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた者

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札に付することができないときは、随意契約とすることができるものとする。この場合において、当該随意契約は、当該参加資格者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(入札の辞退)

第15条 参加資格者は、参加資格の確認後であっても入札を辞退することができるものとする。

(入札の無効)

第16条 入札の無効については、規則第21条に基づくものとする。

(契約保証金)

第17条 契約保証金については、規則第4条及び第5条に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務が履行されたのち、市が指定する請求書に基づき、これを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に特別の定めがない事項は、競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 行田市建設工事請負一般競争入札試行要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。